

## 移住支援金対象要件チェックリスト

※共通の要件を満たし、かつ、一般就業、専門人材就業、起業、テレワーク、関係人口のいずれかの要件を満たす場合、移住支援金の対象となる可能性があります。



※申請日から3年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合等は、移住支援金の返還を請求することがある。

令和3年11月  
和歌山県労働政策課

**■共通の要件 \*全ての項目に該当すること。**

---

- 住民票を移す前日まで、10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた。（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）
- 住民票を移す前日まで、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた。  
ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 山北町、真鶴町、清川村

上記2項目について、東京圏のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。

- 移住支援金の申請時において、和歌山県内へ転入後、3ヶ月以上1年以内である。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

**●一般就業の要件 \*全ての項目に該当すること**

---

- 勤務地が和歌山県内に所在する。
- 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として、和歌山県就職支援サイト「和歌山県再就職支援センター」に掲載している求人である。  
<http://www.jobcafe-w.com/re-employment/ijushien.php>
- 上記求人への応募日が、和歌山県就職支援サイト「和歌山県再就職支援センター」に移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。
- 就業者に 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、申請時において当該法人に連続して 3 ヶ月以上在職している。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思がある。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

### ●専門人材就業の要件 \*全ての項目に該当すること

---

- 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者である。
- 勤務地が和歌山県内に所在する。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、申請時において当該法人に連続して 3 ヶ月以上在職している。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思がある。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

### ●起業の要件

---

- 和歌山県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている。

### ●テレワークの要件 \*全ての項目に該当すること

---

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- 国が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。

●関係人口の要件 \*一部の市町村のみ \*全ての項目に該当すること

和歌山市	<p><input type="checkbox"/> 以下の条件のいずれか1つ以上に該当し、証明できるものを提出することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 申請者が和歌山市へ移住した年の前年度までにふるさと納税をしたことがある。</li> <li><input type="radio"/> 移住するまでに和歌山市のお試し居住施設を利用したことがある。</li> <li><input type="radio"/> 移住した年の前年度までに和歌山市のワンストップパーソンを介して移住相談をしたことがある。</li> <li><input type="radio"/> 和歌山市が開催・出展した移住フェア・移住相談会に参加したことがある。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 申請時の年齢が60歳以下である。</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票を和歌山市へ移して1年以内に本市内において就業、または起業している。もしくは移住前から個人事業主として事業を持ち、移住後もその事業を継続している。</p> <p>※就業の場合、現行要綱の第2条1項2号アの下記について該当すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(ア) 官公庁等（独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が出資等している主体を含む。）への就業ではないこと。</p> <p>(イ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該就業先に新規に雇用されるものであること。</p> <p>(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該法人に新規に雇用されるものであること。</p> <p>(ク) 当該就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> </div>
------	--

御坊市	<input type="checkbox"/> ワンストップパーソン（移住希望者の相談対応担当職員）への移住相談のために御坊市に来られたことがある。 <input type="checkbox"/> 御坊市内の事業所に就職、又は御坊市内で起業された方（就業要件等は、実施要領の一部を準拠する）
紀の川市	<input type="checkbox"/> 転入時に 50 歳未満である。 <input type="checkbox"/> ワンストップパーソンを介して移住相談をしたことがある。 <input type="checkbox"/> 以下の条件のいずれか 1 つ以上に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紀の川市移住促進支援事業補助金を活用したことがある。</li> <li>○ 転入するまでに紀の川市へふるさと納税したことがある。</li> <li>○ 転入するまでに紀の川市空家バンク実施要綱第 7 条第 2 項に定める紀の川市空家バンク利用希望者台帳に登録されている。</li> </ul>
九度山町	<input type="checkbox"/> 転入時に 50 歳未満である。 <input type="checkbox"/> 九度山町への訪問経験がある。 <input type="checkbox"/> ワンストップパーソンの支援を受けている。
日高川町	<input type="checkbox"/> ワンストップ窓口と移住に向けて継続的に相談し、移住希望先の地域や地域の人々との関わりを有しているという報告書等の提出により町が関係人口として認める者
古座川町	<input type="checkbox"/> 転入時に 50 歳未満である。 <input type="checkbox"/> ワンストップパーソンの支援及び短期滞在住宅を利用したことがある。
北山村	<input type="checkbox"/> 転入時に 45 歳未満である。 <input type="checkbox"/> 北山村への訪問経験がある。 <input type="checkbox"/> ワンストップパーソンの支援を受けている。